

伊長寿第570号  
平成29年8月7日

福祉用具貸与事業者 様  
短期入所生活介護事業者 様  
居宅介護支援事業者 様

伊万里市 長寿社会課長  
(公印省略)

## 短期入所中の福祉用具貸与の取り扱いについて（通知）

平素は、本市の介護保険運営にご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

日頃より、適切な介護保険サービスの提供にお取り組みいただいていることと存じますが、標記について、下記のとおり、今一度ご確認くださいませようお願いいたします。

記

### 1. 短期入所施設への貸与品の持ち込みについて

○ 福祉用具貸与は、利用者の居宅で使用されるべきものである。

参考：指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年3月31日厚生省令第37号）第193条

○ 短期入所生活介護事業所は、短期入所生活介護を提供するために必要な設備及び備品等を備えなければならない。

参考：指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年3月31日厚生省令第37号）第124条

※このため、短期入所施設への貸与品の持ち込みは原則として認められません。短期入所施設内での福祉用具の費用は短期入所サービスの報酬に包括されているものであり、施設内で使用される福祉用具は短期入所施設が用意すべきものと考えられます。（特に長期継続利用の場合。）ただし、短期入所施設に用意されているものでは利用に支障が出る場合は持ち込み可能な場合がありますので、個別にご相談ください。

### 2. 福祉用具貸与費の算定について

短期入所生活介護又は短期入所療養介護を利用中でも福祉用具貸与費の算定は認められています（老企第36号平成12年3月1日 第二通則(2)サービス種類相互の算定関係について）。しかし、これは、短期入所サービスの本来の利用形態を鑑み、短期入所サービス利用中の短い期間で一度返却し、退所後再度搬入することが非常に不合理であるということから認められているものであると考えます。そのため、短期入所サービスの長期継続利用など、短期入所サービス利用中であっても福祉用具貸与費の算定が認められない場合がありますので、ご注意ください。

#### 【例1】

当該月に利用者が一度も自宅に戻らなかった場合。

当該月の福祉用具貸与費の請求はできません。

#### 【例2】

当該月に在宅での利用がある場合。

短期入所期間を除いた日割り計算を行います。ただし、契約の形態により半月分又は1カ月分の請求として差し支えありません。

(問い合わせ先)

伊万里市役所 長寿社会課  
介護給付係 0955-23-2154